

## 5 本調査研究で対象とした資金調達法とその定義

### (1) 医療機関債

本調査研究において「医療機関債」とは、「『医療機関債』発行のガイドラインについて」（平成16年医政発第1025003号厚生労働省医政局長通知）に規定する医療機関債をいい、民法上の消費貸借として行う金銭の借入れに際し、金銭を借入れたことを証する目的で作成する証拠証券をいう。

医療機関債は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券には該当しない。

### (2) 社会医療法人債

本調査研究において「社会医療法人債」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第54条の2第1項に規定する社会医療法人債をいい、同法第54条の7において準用する会社法（平成17年法律第86号）の規定により社会医療法人が行う割当てにより発生する当該社会医療法人を債務者とする金銭債権であって、同法第54条の3第1項各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。

社会医療法人債は、金融商品取引法第2条に規定する有価証券に該当する。

### (3) 基金

本調査研究において「基金」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37第1項に規定する基金をいい、社団である医療法人で持分の定めのないもの（医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第8条に規定する特別医療法人及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）に拠出された金銭その他の財産であって、当該社団医療法人が拠出者に対して同省令及び当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。

基金は、金融商品取引法第2条に規定する有価証券には該当しない。

### (4) 資産の流動化

本調査研究において「資産の流動化」とは、資産の保有者が資産の価値および資産の生み出すキャッシュフローを原資として行う資金調達をいう。

### (5) 医療法人の形態別利用可能な資金調達法一覧

資金調達法	医療機関債	社会医療法人債	基金	資産の流動化
社会医療法人	○	○	×	○
財団医療法人	○	×	×	○
社団医療法人	○	×	○	○
特別医療法人	○	×	×	○
経過措置型医療法人	○	×	×	○
特定医療法人	○	×	×	○

○・・・・・・利用可能

×・・・・・・利用不可能